

平成21年度有害大気汚染物質環境調査結果について

1 調査の概要

県では、有害大気汚染物質による大気の汚染状況を把握するため、平成9年度から環境調査を実施している。

なお、岡山市及び倉敷市の区域については、両市がそれぞれ独自に調査を実施している。
(注)「有害大気汚染物質」とは、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質で大気の汚染の原因となる物質をいう。

(1) 調査対象物質

環境省が定めている「優先取組物質（健康へのリスクがある程度高いと考えられる物質）」22物質のうち、測定方法が定められているアクリロニトリル、ベンゼン等の19物質

(2) 調査方法等

毎月1回、連続24時間のサンプリングを行い、年12回の測定値から年間平均値を算出した。

(3) 調査地点

次の4地点において、調査を実施した。

No	調査地点	所在地	地域分類
	長津大気測定局	都窪郡早島町早島3101-7	沿道
	茂平大気測定局	笠岡市茂平280	発生源周辺
	美作県民局	津山市山下53	一般環境
	玉野市立日比市民センター	玉野市日比3-1-1	発生源周辺

2 調査結果の概要

(1) 環境基準設定項目について

環境基準の設定されている4物質（ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン及びベンゼン）については、すべての地点で環境基準を達成した。

(2) 指針値設定項目について

指針値の設定されている7物質（アクリロニトリル、塩化ビニルモノマー、水銀及びその化合物、ニッケル化合物、クロロホルム、1,2-ジクロロエタン、1,3-ブタジエン）については、すべての地点で指針値に適合した。

(注)「指針値」とは、健康リスクの低減を図るための指針となる数値をいう。

(3) その他の8物質については、評価する基準がないが、概ね例年と同レベルの値であった。

3 今後の対応

引き続き環境調査を実施し、有害大気汚染物質の環境中の濃度の実態把握に努める。

【参考】

有害大気汚染物質

大気汚染防止法第2条第13項において、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質で大気の汚染の原因となるもの（ばい煙及び特定粉じんを除く。）と規定されている。

優先取組物質

中央環境審議会において、健康影響の未然防止の見地から、「有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質」を幅広く選定したリスト（234物質）を作成し、同リストの中から、大気汚染による人の健康被害が生じるおそれがある程度高いと考えられる有害大気汚染物質として、次の22物質を指定している。

1	アクリロニトリル
2	アセトアルデヒド
3	塩化ビニルモノマー
4	クロロホルム
5	クロロメチルメチルエーテル（*1）
6	酸化エチレン
7	1,2-ジクロロエタン
8	ジクロロメタン
9	水銀及びその化合物
10	タルク（アスベスト様繊維を含むもの）（*1）
11	ダイオキシン類（*2）
12	テトラクロロエチレン
13	トリクロロエチレン
14	ニッケル化合物
15	ヒ素及びその化合物
16	1,3-ブタジエン
17	ベリリウム及びその化合物
18	ベンゼン
19	ベンゾ（a）ピレン
20	ホルムアルデヒド
21	マンガン及びその化合物
22	六価クロム化合物

（*1）測定方法が示されていない。

（*2）ダイオキシン類対策特別措置法により別途対応している。

平成 2 1 年度有害大気汚染物質環境調査結果

(単位: $\mu\text{g}/\text{m}^3$)

調査地点 物質名	長津大気測定局	茂平大気測定局	美作県民局	玉野市立 日比市民センター	環境基準	指 針 値
アクリロニトリル	0.048	0.050	0.021	0.033		2以下
アセトアルデヒド	1.6	1.5	1.1	1.2		
塩化ビニルモノマー	0.028	0.037	0.015	0.046		10以下
クロロホルム	0.18	0.18	0.16	0.21		18以下
酸化エチレン	0.087	0.075	0.11	0.061		
1,2-ジクロロエタン	0.18	0.21	0.13	0.21		1.6以下
ジクロロメタン	0.83	0.86	1.4	0.65	150以下	
水銀及びその化合物	0.0023	0.0022	0.0022	0.0024		0.04以下
テトラクロロエレン	0.068	0.092	0.075	0.078	200以下	
トリクロロエレン	0.069	0.098	0.14	0.059	200以下	
ニッケル化合物	0.0044	0.0048	0.0026	0.0067		0.025以下
ヒ素及びその化合物	0.0025	0.0038	0.0019	0.011		
1,3-ブタジエン	0.14	0.072	0.094	0.063		2.5以下
ベンゾ(a)ピレン	0.00038	0.00064	0.00015	0.00038		
ホルムアルデヒド	1.8	1.8	1.7	1.6		
マンガン及びその化合物	0.040	0.043	0.015	0.096		
鉛及びその化合物	0.0028	0.0028	0.0015	0.0040		

